

木曽町地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する条例（平成28年6月16日条例第20号）

最終改正:令和元年9月17日条例第22号

改正内容:令和元年9月17日条例第22号

○木曽町地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する条例

平成28年6月16日条例第20号

改正

平成30年6月14日条例第20号

平成31年3月18日条例第8号

廃止 令和元年9月17日条例第22号

木曽町地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの利用及び住民による主体的な再生可能エネルギーの利用の促進を図るために、町、事業者及び住民の責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定め、必要な措置を講ずることにより、持続可能な地域づくりに資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 再生可能エネルギー事業は、町、事業者、住民その他地域の関係者の相互の密接な連携の下に、地域の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。

2 再生可能エネルギー事業は、自然環境、防災及び景観その他住民の生活環境（以下「生活環境」という。）に配慮し適正に行われなければならない。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）再生可能エネルギー 化石燃料及び原子力等（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品をいう。）以外のエネルギーであって、規則で定めるものをいう。
- （2）再生可能エネルギー設備 再生可能エネルギーを利用するための変換設備及びその附属設備をいう。
- （3）再生可能エネルギー事業 再生可能エネルギー設備を用いて変換したエネルギーを自ら利用し、又は他者に利用させ、対価その他の利益を得る行為をいう。

（町の責務）

第4条 町は、地域におけるエネルギー利用の方針を示し、地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの利用及び住民による主体的な再生可能エネルギーの利用を促進するとともに、必要な措置を実施するものとする。

（事業者の責務）

第5条 再生可能エネルギー事業を行おうとする者及び行う者（以下「事業者」という。）は、その再生可能エネルギー事業が地域と調和するように努めるとともに、町長の実施する措置に協力しなければならない。

（住民の責務）

第6条 住民は、主体的な再生可能エネルギーの利用に努めるとともに、町長の実施する措置に協力しなければならない。

（指針）

第7条 町長は、地域におけるエネルギー利用の方針として、住民による主体的な再生可能エネルギーの利用及び地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用の促進に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

2 指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1）地域のエネルギー利用と持続可能な地域づくりに関する方針
- （2）住民による主体的な再生可能エネルギーの利用の促進に関する基本的事項
- （3）地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用の促進に関する基本的事項
- （4）生活環境に関して配慮すべき重要事項
- （5）前各号に掲げる事項のほか、町長が必要と認める事項

3 町長は、指針を定めようとするときは、住民及び識見を有する者の意見を聴かななければならない。

4 町長は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、指針の改定について準用する。

（届出）

第8条 町の区域内で、再生可能エネルギー設備の設置に伴い、生活環境に相当程度の影響を及ぼすおそれのある事業者として規則で定める事業を行おうとする者は、その旨を町長に届け出るものとする。

2 町長は、前項の届出があったときは、速やかに、これを公表しなければならない。

3 町長は、第1項に規定する事業者が届出を行わないときは、当該事業者に対し、期限を定めて、届出を行うよう勧告することができる。

4 町長は、届出を受けた事業が他の市町村の区域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、関係する市町村長及び行政機関の長に対し、その旨を通知し、意見を求めることができる。

（住民への説明）

第9条 前条第1項に規定する届出を行った事業者（以下「特定事業者」という。）は、遅滞なく、届出の内容を周知させるための公開による説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。

2 説明会を開催するに当たっては、特定事業者は、あらかじめ相当な期間を置いて説明会の開催を一般に周知しなければならない。

- 3 特定事業者は、説明会を実施したときは、規則で定めるところにより、速やかに、町長に規則で定める事項を報告しなければならない。
- 4 町長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を公表しなければならない。
- 5 町長は、特定事業者が第1項に規定する説明会を実施しないとき又は第3項で規定する報告をしないときは、当該特定事業者に対し、期限を定めて、当該説明会又は報告をするよう勧告することができる。
- 6 事業者は、前条の届出を行う前に、届出しようとする内容を周知させるための公開による説明会を開催し、町長への届出と同時に、その旨を報告することができる。町長は、これをもって、第1項に規定する説明会及び第3項で規定する報告とすることができる。
- 7 第1項の規定にかかわらず、再生可能エネルギー設備の設置によりその事業活動を行うに当たって、関係法令及び関係条例に該当する届出及び許認可が必要となる場合は、事前に開発行為の対象となる地域及び周辺地域の住民等に対して、事業の概要又は事業計画を説明しなければならない。

(協議会)

- 第10条 町長は、第8条第1項の規定による届出があったときは、地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関し、必要な事項について再生可能エネルギー事業協議会(以下「協議会」という。)を設置し協議するものとする。
- 2 協議会は、次に掲げる者を委員とし、町長が任命する。
 - (1) 識見を有する者
 - (2) 地域住民の代表者
 - (3) 関係する団体等の代表者
 - (4) 関係機関の職員及び町長の指名する職員
 - (5) その他町長が必要と認める者
 - 3 協議会は、木曽町御嶽山麓地域開発基本条例(平成17年条例第162号)第8条及び木曽町御嶽山麓地域開発基本条例施行規則(平成17年規則第91号)第6条の規定に基づき、再生可能エネルギー設備の設置を目的とした届出があった場合は、木曽町商工業振興条例(平成17年条例第135号)第9条第1項に規定する木曽町商工観光振興審議会と合同で届出事項について審査協議することができるものとする。
 - 4 協議会の会議は、原則として公開で行う。
 - 5 協議会は、住民の意見の聴取に努めなければならない。
 - 6 協議会において協議が調った事項(以下「協議会合意」という。)については、町長は、速やかに、これを公表するとともに、協議会の構成員は、協議会合意を尊重しなければならない。
 - 7 町長は、規則で定める事項を含む協議会合意及びその公表をもって、第8条第1項に規定する届出、同条第2項に規定する届出の公表、第9条第1項に規定する説明会の開催、同条第3項に規定する報告、同条第4項に規定する報告の公表とすることができる。
 - 8 前7項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(認定)

- 第11条 町長は、住民による主体的な再生可能エネルギーの利用を目的とし、かつ地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用となる事業で、特に持続可能な地域づくりに資すると認めるときは、指針に基づき、当該事業を地域主導型再生可能エネルギー事業(以下「地域主導型事業」という。)又は地域配慮型再生可能エネルギー事業(以下「地域配慮型事業」という。)と認定することができる。
- 2 前項の認定を受けようとする事業者は、規則で定めるところにより、地域主導型又は地域配慮型事業計画を作成し、町長に提出しなければならない。
 - 3 前条第1項で規定する協議会は、規則で定めるところにより、協議会合意に基づき、地域主導型又は地域配慮型事業計画を作成し、町長に提出することができる。
 - 4 町長は、地域主導型又は地域配慮型事業計画の提出があったときは、速やかにその旨を公表するとともに、住民及び識見を有する者の意見を聴かなければならない。
 - 5 町長は、認定した地域主導型又は地域配慮型事業に関し、必要な助言、指導その他の援助をすることができる。

(助言)

- 第12条 町長は、特定事業者に対し、指針、住民その他関係者からの意見に基づき、助言をすることができる。

(報告及び資料の提出)

- 第13条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、特定事業者に対し、届出を受けた再生可能エネルギー事業に関し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。
- 2 町長は、前項の報告又は資料の提出をしないときは、当該事業者に対し、期限を定めて、前項の報告又は資料の提出をするよう勧告することができる。

(立入調査)

- 第14条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、特定事業者の同意を得て、その職員に、届出を受けた再生可能エネルギー事業を行う事業場に立ち入り、事業の実施状況等について調査させることができる。

- 2 前項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(公表)

- 第15条 町長は、第8条第3項、第9条第5項及び第13条第2項に規定する勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。この場合においては、これらの者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

(措置勧告)

- 第16条 町長は、区域内の再生可能エネルギー事業に関し、生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該事業を行う者に対し、必要な措置を実施するよう勧告することができる。

- 2 町長は、前項の勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。この場合においては、当該勧告に従わなかった者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

(許可等への配慮)

- 第17条 町長は、再生可能エネルギー事業を行う者が前条第1項の勧告に従わなかったという事実をもって、当該再生可能エネルギー事業の実施に必要な市町村長の許可、認可又は認定等(以下「許可等」という。)の審査に際し、その事実を配慮することができる。

2 町長は、再生可能エネルギー事業を行う者が前条第1項の勧告に従わなかったという事実をもって、当該事業の実施又は継続に必要な許可等の権限を有する者に対し、その事実を通知し、当該通知の内容について配慮するよう要請することができる。

（区域外事業）

第18条 町長は、区域外の再生可能エネルギー事業に関し、生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該事業を行う者に対し、必要な措置を実施するよう求めることができるとともに、当該事業の行われる区域の市町村長及び関係する行政機関の長に対し、意見を提出することができる。この場合において、当該事業を行う者に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与えなければならない。

（委任）

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年6月14日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月18日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月17日条例第22号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

3 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の木曽町地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する条例の規定に基づいて届出をし、受理されていた者に係る手続きについては、なお従前の例による。
